

## 第21回ユニバーサルサービス委員会 議事概要

日時 平成20年5月9日(金) 16:00～18:00  
場所 総務省9F 第3特別会議室  
参加者 ユニバーサルサービス委員会  
黒川主査、酒井主査代理、  
菅谷委員、関口委員、東海委員、藤原委員、三友委員  
電気通信事業部会〔オブザーバ〕  
高橋委員  
総務省(事務局)  
武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、  
古市料金サービス課長、村松料金サービス課企画官、  
飯村課長補佐、鈴木課長補佐、寺岡課長補佐

○事務局から資料1～3に基づいて説明。

黒川主査 昨年の9月に「ユニバーサルサービス制度」について議論したときから様々な状況の変化が起こっており、あらためて現状の認識を共有しておく必要があると思う。本日は議論のスタートの会合であり、制度全体について自由討議ということなので、説明資料の論点案(資料2 P3)に従い、①ユニバーサルサービスの範囲、②コストの算定方法・負担方法、③その他の論点について、各委員から順番にコメントをいただいでいくこととしたい。

### 【①ユニバーサルサービスの範囲について】

菅谷委員 加入電話契約数の減少が著しいのに対して、携帯電話契約数が一億件を超えた現状を踏まえれば、ユニバーサルサービスの範囲について現状の加入電話と公衆電話のままで良いのだろうか、というのが感想。IP化の影響もさることながら、携帯電話の今後の扱いについても議論しておく必要があるのではないかと。

関口委員 IP化の議論は避けて通れないところ。が、しかし、NTTはPSTNの潜在的ユーザがいる限り、現行法令上PSTNの巻き取りができない状況にある一方で、ユーザは光IPへ次第に移行している状況にある。

このような現状を踏まえて、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」(以下、「研究会」)報告書では「IP化の補正」という考え方を提言しているわけだが、光IP電話をユニバーサルサービスの範囲にいつ・どのように取り込むかについての判断に関しては、NTTが2010年までに示すといっている「IP網への移行計画」を見てみなければ、といったような条件・前提があることから、早急に議論を展開させることがなかなか難しいのではないかと印象を持っている。

もっとも、資料3 P23にあるように、「研究会」では2010年代初頭以降について“フルIP化”も視野に入れて議論をしていたわけだが、その議論の最中において、NTTが2004年に掲げた「2010年度：FTTHユーザ3000万契約」という目標を、「2010年度：FTTHユーザ2000万契約」へと下方修正したことから、“フルIP化”は「研究会」の想定よりもう少し先の世界の話かな、との印象を持たざるを得ないところであるし、さらには、資料2 P2において、光IP電話・携

帯電話・ブロードバンドについては、2010年代初頭以降においても、その普及状況を踏まえた検討という「研究会」報告書よりも若干トーンダウンした表現がなされているところからも、“PSTNの巻き取りも含めたフルIP化”達成は、「2010年代初頭のかなり早い段階」というかつての想定よりも少し先延ばしになってしまったかな、と感じている。

いずれにしても、このような“フルIP化”に関する将来見通しの変化を踏まえた上で、「IP化補正」等の手法を用いることでIP網への移行期を凌がざるを得ないことに関しては、これまでずっと「ユニバーサルサービス制度」の議論に係わってきた私自身、少々もどかしいなあ、というのが正直な感想。

酒井主査代理 加入電話と公衆電話が現時点でユニバーサルサービスの範囲とされており、それらに加えて、携帯電話や光IP電話を将来どの時点でユニバーサルサービスとして認めるか、といった議論があることは当然だが、それよりもむしろ、「and」ではなく「or」、すなわち、将来のいつの時点で、またどのような条件下にあれば、加入電話や公衆電話をユニバーサルサービスの範囲から除外できるのか、という視点での議論が重要になるのではないかと考えている。

例えば、メタル加入者回線コストを均一にしているのは、固定電話ユーザの中で平等に負担するという考え方に基づいているからであるが、現行のユニバーサルサービス制度における補てん対象としてのメタル加入者回線コストを考えた場合には、当該コストを携帯電話や光IP電話の契約者も負担する制度設計となっている。だからこそ、近い将来、携帯電話や光IP電話の方が加入電話や公衆電話よりも良いと多くのユーザが考える時代を迎えてもなお、加入電話や公赤字を携帯電話や光IP電話のユーザが補てんし合って、いつまで経ってもIP網へのマイグレーションが進展しないような状況を作り出してしまうのではないかと危惧している。もっとも、現段階では、固定電話に比較して携帯電話の基本料は高いし、光IP電話にしてもFTTHサービスの契約が前提となっていることから、今後の三年間という期間での「and」や「or」の実現は無理だと思うが。

また、公衆電話についても、今後いつまで保たせなくてはならないのかという議論はきちんとしていくべきではないだろうか。携帯電話や光IP電話のユーザが公衆電話の維持コストをいつまでも負担し続けていく状況は、あまり綺麗な形ではないと個人的に思っている。例えば、税金で負担するという方法なども将来的には検討していてもよいのではないか。これも今後三年間の見直しということでは難しいかもしれないが。

東海主査 「ユニバーサルサービス」というものに対する私の認識は、通信技術や通信サービスの進展の大きな流れの中で「影」になってしまう部分を如何にカバーするか、ということである。ゆえに、その大きな流れが進めば進むほど、「ユニバーサルサービス」に関する問題が重要になっていくのではないだろうかと考えている。このような課題を解決するための一つのアプローチとして、「研究会」報告書において“フェーズ1”と“フェーズ2”といった考え方が提示されたものと私は理解している。伝統的「ユニバーサルサービス」から「ユニバーサルアクセス」へと円滑に切り替わっていく時期があと何年かで来そうだな、という近い将来を見据えた議論をしていくと同時に、直近の現段階での議論として、「影」の部分に対してどのような手当が必要か、といった視点をベースにした議論が必要であると考えている。

公衆電話については、考え方の抜本的切替えを図る時期に来たのではないかと考えている。皆で維持していくべきものなのか、また地域性という問題が存在するのであれば地方公共団体も取り込んでいくべきではないか、といった議論をしていくために

も、公衆電話に関する実態を事務局において調査していただき、その結果をお示し願いたいと思っている。現行制度における公衆電話の補てん対象額の算定方法は、「相殺型の収入費用方式」を採用しているところであるが、そもそも収支の赤字幅というのは計算方法で変化するものであることから、今後も公衆電話の維持が必要であるということになるのであれば、“収支の赤字の補てん”という概念ではなく、何か別の考え方へ整理していくことを検討すべきではなかろうかと考えている。

藤原委員 全く白紙の状態から制度・システムを構築していくのであれば、いろいろな設計が可能であると思うが、現実には、現時点で既に存在するものや将来に向かって構築されつつあるものを前提としなければならない。その上で考えると、**資料3** P24にあるように、NTT法上の「あまねく電話提供義務」について、条文どおり電話役務が提供できればよいのだと解して、メタル加入者回線を撤去して別のものを提供すればよいと解釈するのは、かなり乱暴ではあるが有り得ない話ではない。もっとも、**資料3** P2にあるように、ユニバーサルサービスの基本的要件であるアフォーダビリティの観点からは実現困難であるが。そう考えると、フェーズ1では、今の制度を引き継ぎながら、将来に備えて検討していくというのはやむを得ないことではないかと考えている。

公衆電話については、丸腰で外出したとしても目的の相手とどこでも気軽・手軽に連絡を取ることが可能なことや、携帯電話と比較して音質が良いこと等から、私は普段結構使用している。端末を持ち歩かなくてもいつでも誰でもどこでも利用できるインフラが普及しているような未来像が描けた上であれば、現在型の公衆電話はいらぬという議論もできるだろうが、現段階で即座に「不要」と断定してしまうことはなかなか難しいのではないかと考えている。

三友委員 条件不利地域のブロードバンド整備にこれまで携わってきていることや、現在参加している「デジタルディバイド解消戦略会議」の関係もあることから、地方のブロードバンド整備の現状について触れてみたいのだが、以前は「費用補助の確約なくして、ブロードバンド整備なし」といった感じであった地方公共団体の態度・姿勢が、最近では「地域がイニシアティブを持ってブロードバンド整備をしなければならない」というようなボトムアップの流れになってきたように感じている。

かつては、ブロードバンド整備にも「ユニバーサルサービス制度」を積極的に活用していくべきであると考えていた私も、このような地方のポジティブな意識改革が進んでいる現状をかんがみると、制度の活用が結果的に地方のインセンティブ・やる気を削いでしまうおそれがあるのではないかと懸念を持つようになってきている。

将来的にはIP化していくという方向性は間違いないが、2010年の達成を目標としているブロードバンドゼロ地域の解消の結果を踏まえた慎重な議論を展開する必要があると考えている。

高橋委員 制度稼働から三年度目を迎えた今なお、多くの国民が「ユニバーサルサービス制度」に係る諸課題について理解していないのではないかと考えている。現行のユニバーサルサービスの範囲である加入電話や公衆電話が使えないときが来て初めて、その必要性に気づくとともに国民的な議論になっていくのかな、と危惧している。私は「地上デジタル放送」に関する総務省の会議のメンバーでもあるわけだが、「地上デジタル放送」の場合は、従来のアナログ放送が2011年7月から見られなくなることが最近ようやく多くの国民に認知されてきたことで、具体的な議論が進展し、“衛星放送でセーフティネットを設けよう”というところまで検討が進んだことをかんがみれば、順序立てて説明をすれば「ユニバーサルサービス制度」に係る諸課題についても国民は理解し認識を深めるものと思っている。

公衆電話についても、その利用実態を知った上で議論をしていきたいと考えている。

「ユニバーサルサービス」に係るコストの負担の在り方については、これまでのやり方だけでなく、税金による手当といったことも含めて検討していく必要があるのではないかと考えている。

また、事業者における「ユニバーサルサービス制度」に係る負担金の利用者への転嫁の実態については、事業者自身も、また行政にも一層詳細かつ丁寧な説明をお願いしたいと考えている。今後、消費者団体等からも委員会としてヒアリングを行う予定であるとのことなので、彼らの主張・意見等をよく伺った上で、具体的な制度設計を検討していきたいと考えている。

黒川主査 これまでと今回とで、検討を進めて行くに当たっての大きな違いの一つとして、「ユニバーサルアクセス」なる概念が議論の俎上に上がっていることが挙げられると思うが、「研究会」座長を務められた菅谷委員に、「ユニバーサルアクセス」についての説明をお願いしたい。

菅谷委員 ブロードバンドにおいては、一つのアクセス網の上に音声・インターネット・映像が流れる、いわゆる“トリプルプレー”が可能であるが、このようなアクセス網を経由して一定の要件を満たすサービスが利用可能である状況を「ユニバーサルアクセス」として捉え、不採算地域における当該アクセス網の維持費用の一部を「ユニバーサルサービス制度」の補てん対象とするアプローチを「研究会」において提案させていただいたところであり、これが一つの理想型ではないかと考えている。

“有料利用が基本”の通信の世界と違って、放送の世界では、NHK受信料を除けば基本的に無料で受信できるため、「地上デジタル放送」に係る諸課題のうち、そのほとんどを「受信機を如何に手当するか」ということが占めているのが実情であるが、現状のブロードバンドを利用するためには、加入電話の月額基本料以上の利用料が発生することを踏まえれば、現行の「ユニバーサルサービス制度」で算定している補てん対象額で、不採算地域の「ユニバーサルアクセス」の維持費用をどこまで補てんできるのかな、という疑問が湧いてくる。

ただ、本日の三友委員のご発言をお伺いしてみて、この先、不採算地域・条件不利地域ほど「ユニバーサルアクセス」的なアクセス網が整備されつつある素地があるのであれば、「ユニバーサルアクセス」の概念が適用される世界においては、むしろ高コスト地域と呼ばれるエリアが段々と解消していき、ゆくゆくは「ユニバーサルサービス制度」による補てんが不要となるような環境へ移行するための方策を探れるのではなかろうか、というようなことが逆転の発想的に浮かんできた次第である。今後のヒアリングの中で、そういった事例についてもお話を伺うことができれば良いな、と思っている。

黒川主査 私はエコノミストとして、現行の「ユニバーサルサービス」に係るコストの負担の在り方に関しては、これが普通であると考えている。

これこそが、現行の「ユニバーサルサービス制度」の良いところであり、もっと素晴らしいのは、税金での補てんをしていないことにあると考えている。なぜならば、税金で補てんする仕組みを導入すると、なんととっても“効率性の議論”ができなくなってしまうからである。民間会社でありながらある種の社会的負担を背負わされている適格事業者が提供するネットワークに関して、クリームスキミングしている他の接続事業者相互でチェックし合い、ネットワークの維持に必要な補てん対象額を決め、それを皆で負担し皆で支えていっている、というところが、非常に美しい姿であると思っている。ソーシャルオブリゲーションサービスを税負担にすることは、そんなに難しいことではなく、適用を議論・検討することは簡単だけれども、一度適用してし

まうと中途の変更は難しく、非効率の温床になりやすいことも事実である。

技術の変化とともに、真に必要なサービスを取捨選択していくことが可能となる環境を整えていくことが、「ユニバーサルサービス」に係る制度設計に当たっての命題であるならば、「ユニバーサルサービス」の範囲について関係者一同が常にチェックし合い、そして皆が納得できる「ユニバーサルサービス」に自ずと決まるような今後三年間の仕組みの構築を検討することが、今回の我々のミッションであると考えている。

これまでと比較して、「ユニバーサルサービス」の対象としてきた加入電話の加入者数が大幅に減少してきていることや固定と移動の市場区分の垣根を低下させた技術の飛躍的高度化等により、結論を導くための検討が難しくなっているように感じている。

議論の前提となるファクターについては、本日の事務局の説明や委員の方々のご発言内容等によって、委員の皆様で既に共有できていると思っているが、携帯電話がこれだけ普及した状況下での公衆電話の利用実態等の更なるエビデンスがあると今後の検討に役立つと思うのだが、事務局において資料提出等の対応は可能か。

事務局 議論いただくためのデータの提出に関しては、事務局としてもどのような対応が可能かどうか検討し提出させていただきたい。ただ、公衆電話については、災害時の優先電話機能等もあり、直ちに設置台数を減少させることは難しいのではないかと考えている。

## 【②コストの算定・負担方法について】

三友委員 高コスト側のどこまでを補てん対象とするかという問題に対して、「2σ」の統計的理論を適用する際に、その意味合いについて随分と議論をした上で、結果的には、科学的客観性に裏付けられないことを政策として決定しなければならないこともあると認識させられたことを記憶しているが、昨年9月にも、同じ「2σ」の統計的理論を、利用者負担抑制の観点から今度はベンチマークに適用するための検討に参加するという経験をしたところであり、なんとなく据わりの悪い心持ちではある。

平成17年の検討の際には、「ユニバーサルサービス」に係るコストの事業者負担が利用者に転嫁されるかどうかについては、その結論を曖昧にしていたように記憶しているが、当該事業者負担分が利用者に転嫁されている現状に関して、経済の原則としての当然の帰結が現実になったと受け止めているところである。

が、しかし、番号単価が年を追うごとに倍々と増額されていき、それを事業者が利用者に転嫁することによって利用者負担が倍々と増加することを押さえるためには、昨年9月に採用した資料3 P10のような結論もやむを得なかったのかもしれないが、あまりこういうことばかりを続けてはいられないのではないかと、とも思っている。

あらゆる状況を包括できるような補てん対象額の算定方式はおそらくないはずなので、その場その場でアドホックにならざるを得ない部分はあるにせよ、基本的には、科学的なバックグラウンドを持った方式の検討がなされるべきであると考えている。

藤原委員 資料3 P10にあるように、基本料として本来回収されるべきNTSコストが接続料で回収されていることは、理屈からすると奇妙であるが、現実的な落ち着きどころとしては収まりがよいということになっている。理論的にスッキリとした結論を出したとしても、直面する現実の様々な問題・要因によって最終的には修正されざるを得ないことは致し方ないとの認識。

また、同様に資料3 P23にあるように、フェーズ1における「ユニバーサルサービス」維持のための仕組みとして、光IP電話等に移行した回線をメタル加入者の回線と見なして補てん対象額の算定上考慮するという考え方も理屈としてはおかしい話であるが、現実と照らし合わせた場合の妥当なアイデアとして「研究会」から提案さ

れているところである。

このような状況をかながみれば、コストの算定・負担方法を検討するに当たっては、ピュアな形を追求していく議論も必要だと思うが、やはり落ち着きどころを探りながらやっていかざるを得ないのではないかと考えている。

東海委員 我々が三年前に検討を重ねた上で作り上げた「ユニバーサルサービスファンド」という仕組みは綺麗な理屈を備えていると思っているし、今後も当面使っていける仕組みであるとも思っている。

ただ他方、接続料の決定に携わっている立場からすると、長い間の懸案事項であったNTSコストの負担の在り方を接続料から基本料に付け替えることができたのはよかったが、激変緩和措置として五年間かけて1/5ずつ付け替えることにしたことが、結果的に「ユニバーサルサービスファンド」に係る利用者負担を上昇させてしまうことにつながってしまい、現実の措置としての配慮が足りなかったのかな、という思いもしているところである。

ともあれ、NTSコストの負担の在り方と利用者負担抑制との奇妙な関係を解消するための当面の措置として、現行の「ユニバーサルサービス制度」における補てん対象額の算定方式の見直しについて昨年9月に受け入れたわけだが、この当面の措置の次の形の整理については、フェーズ2に持ち込む課題ではなく、あくまでもフェーズ1の段階での課題であり、これに関する結論を導くことが今回の当委員会の責務ではないかと考えている。

酒井主査代理 “かかったコストは事業者から利用者に対して必ず全て転嫁される”ということを前提として受け入れてしまうとするならば、結局、「ユニバーサルサービス」の維持コストを誰が負担するのか、という問題に行き着いてしまうのではないだろうかと思っている。実際、制度運用開始時から現在に至るまで「ユニバーサルサービス」の維持に係るコストについては、適格電気通信事業者と適格電気通信事業者の保有する設備に接続する電気通信事業者の皆で負担することになっているわけだが、当該コストの利用者転嫁の影響が表面化したことを受けて、昨年9月の負担方法の見直しでは、電気通信番号単価という使用の多寡に影響を受けない固定的なドライバのみに依存する算定方式だったものを、利用者負担抑制の観点から、当該コストの一部について使用の多寡に連動する従量制の接続料に依存する算定方式の導入を採用することになったのだから。

いずれにしても、接続料から基本料へのNTSコストの付け替え分やメタル加入者回線単価の上昇分について、それらを基本料部分でのみ回収させるとなれば、加入電話の利用者のみが負担することになるだろうし、現行制度どおり「ユニバーサルサービス料」として回収させるのであれば、携帯電話やIP電話等の利用者を含んだ音声サービスを利用する皆で負担することになることを踏まえれば、「ユニバーサルサービス」の維持に係るコストの金額自体の問題もさることながら、当該コストを誰が負担するのかということは今一度と整理し、明確にしておく必要があるのではないかと考えている。

関口委員 資料3 P10にあるように、現行の「ユニバーサルサービス」の維持に係るコストの算定上、その縦軸にも横軸にも「2σ」が入っているのだが、これは三年前の制度検討の段階で接続料と「ユニバーサルサービス制度」に係る負担金とが五年間に渡って連動しているという全体像の説明が不足していたことに起因しているものと考えられ、せっかく定義を綺麗にしたNTSコストの負担の在り方も逆戻りしてしまったとの感は否めない。この説明不足に関しては、制度立ち上げ時にはその影響の大きさを想定できなかったものの、今はこれを反省点として捉え、今回の検討に当たって

は十分配慮する必要があると思っっているし、制度の周知広報の面においても、なんらかの工夫ができないかな、とも考えている。

また、資料3 P27にあるように、「研究会」報告書において提案されている「IP化補正」についても、いわゆる弥縫（びほう）策であり、結局、「ユニバーサルサービス制度」を取り巻く実態に合わせようとすればするほど、本来のクリーンな思想から離れていってしまうような状況になっているのではないだろうかと感じている。

三友委員から本日ご説明があったように、「条件不利地域でのブロードバンド普及の取組」については、地方公共団体を中心としてインフラ整備を行い、住民の任意加入で光IP電話が普及しつつあるが、あくまでも“任意加入”であるがゆえに、現行法令においては、潜在的メタルユーザが残っている限りNTTはメタル加入者回線を巻き取れず、設備が二重に残ってしまうことになっている。NTTの効率的な業務運営について考察するのであれば、メタル加入者回線の撤去を認めるような仕組みを検討する必要があるのではないかと考えている。

いずれにしても、このような地方公共団体の取組を「ユニバーサルサービス」の維持に係るコストの低減に結びつけるようなアイデアを出せないかと期待しているところ。唐突に“もうメタルはいらない”と提案することは乱暴過ぎるにしても、「ユニバーサルサービス」を維持のための結果として発生するNTTの二重投資に関連する加重負担を軽くするための方策を検討することは良いことなのではないだろうか。

菅谷委員 委員の皆様も既にお感じになっておみえかと思うが、1電気通信番号当たりの負担額を今後三年間で大幅に増やすことは極力避けねばならない、ということは所与の条件なのだろうと思っっているところ。ただ、そうとはいっても、高コスト地域の基本料をコストベースにリバランスすることを今から実施することも相当困難であろうかと推測されることから、「ユニバーサルサービス」の維持コストの算定・負担方法については種々の制約条件下での議論・検討となるのかな、と捉えている。

ただ、フェーズ2の段階においては、CATV事業者やIRUにおいてもトリプルプレーが提供されていると想定され、また、現状とは違った制約条件だと推測されることから、IP網への移行後の問題、例えば、NTTの二重投資の解消に関する問題等の議論を行うことは可能かな、と考えている。

高橋委員 昨年9月の「2σ」の時の議論については、いろいろと細かく計算したものの、最終的には、国民の納得感が得られるであろうと思われる金額へと落としどころを探る形を採った、と理解している。

「ユニバーサルサービス」に関する問題についてはマスコミに取り上げられにくい状況にあり、受益者である地方での関心を促すため、総務省から地方紙記者へのブリーフィングを行ってもらったりもしたがなかなか書いてもらえない。国民的な関心を引き寄せなければ、制度の安定的な維持は難しいのではないかと危惧している。併せて、「ユニバーサルサービス料」を支払っていることは認識されていても、この制度による受益者にその効果を認識されていないのではないかという問題意識を持っている。例えば、三年前のヒアリングにおいて、地方の消費者団体の方で、地元の加入電話の基本料が東京より安いことを知らない方がおみえであった。地方の住民に是非必要だという認識を持ってもらわないと、制度が持たないのではないかと感じている。

菅谷委員 アメリカでは州際料金の10%程度のユニバーサルサービス料を負担しているが、医療機関や教育機関のネット環境構築にも用いるなど範囲が広い。例えばグアム島の中学校が通信設備を拡充するのにユニバーサルファンドの活用を申請するなど、の利用方法がある。

黒川主査 負担してもらえるかの意識はあったが、必要としている人についてはあまり意

識していなかったのは事実。現行制度上、ピンポイントでここに使われている、という形では見えてこないのだからわかりにくいかもしれない。このエリアのこの赤字に、という見せ方をするのは大変だが、そういう見せ方もあり得るのかもしれない。

前回の議論の際に、NTTから全国約7,000局のデータをもらってコストの分布を見た際、思っていたのと異なった形になっていたのが驚いた。しかし、それを示したことで、皆納得して応援してくれたのではないかと考えている。今回も、関係者の皆様の協力や応援をしてもらいながらやっていきたいので、よろしく願いしたい。

### 【③その他の論点】

黒川主査 基礎的電気通信役務支援機関（＝支援機関）については何かあるか。

事務局 支援機関の事業計画や収支予算・決算に関するデータを総務省から電気通信事業部会においてこれまでお示してきているところ。

今後、当委員会においても関係データを順次提出してまいりたい。

関口委員 支援機関に設置されている支援業務諮問委員会の副委員長を務めている立場から、支援機関の現状について簡単にご説明させていただきたい。

支援機関として総務大臣の指定を受けている（社）電気通信事業者協会は、電気通信事業者によって組成された法人であるが、特定の電気通信事業者が関与しないようにファイアウォールを設けて協会内に支援機関たる「支援業務室」を設置し、実際に、その「支援業務室」在籍の室長以下数名によって、番号単価算定等の支援業務が行われている。また、交付金・負担金の預払金残高については、公認会計士による外部監査を入れている。

あと、支援機関の収支状況を見てみると、「支援業務費」として最も額の大きい費目は「周知広報費」である。この「周知広報費」には、新聞広告に係る費用や周知用パンフレット作成に係る費用だけでなく、ユーザからの電話等による問い合わせ対応費用も含まれている。このユーザ対応がなかなか大変と聞いており、毎年度秋頃の番号単価算定時には、支援機関だけでなく各電気通信事業者や総務省も電話対応にかかりっきりになることもあるそうである。ユニバーサルサービス制度に関する周知広報に関しては、関係者の皆さんがそれぞれの領分において一生懸命やっているということ、ひとまずこの場でご紹介しておきたいと思う。

黒川主査 今後の検討に際しては、提出された種々のデータを基に、委員の皆様でざくばらんに議論を行い、理屈・理論付けする前提が複雑多岐に渡っており大変難しい状況ではあるが、あるべき姿に向かって制度設計の検討をしていく必要があると認識しているところ。

もっとも、「ユニバーサルサービス」に係わる皆様に協力・応援なしには、この制度自体が成り立たないことも事実である。オープンに意見を交わしながら議論・検討を進めてまいりたいと考えているので、皆様のお力添えをお願いしたい。

### ※その他

- ・検討スケジュールについては、事務局提案のとおりとし、今後、関係者等からのヒアリングを実施した後、論点整理を行うこととなった。
- ・次回は、「電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング（第3回）」として、5月27日（火）14時から開催。

～ 以 上 ～